

障害者虐待について



東大阪市における手帳所持者数

- ▶ 身体障害者手帳所持者 17,398人
- ▶ 療育手帳所持者 5,319人
- ▶ 精神保健福祉手帳所持者 6,815人

障害者虐待防止法とは？

- ▶ 平成24年10月1日 施行
- ▶ 正式名称
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である点から成立した法律。

障害者虐待防止法の基本理念と意義 ①

目的（法第1条）

障害者虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要

⇒障害者虐待の禁止、**虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、**養護者に対する支援**のための措置等を定める

⇒障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、**障害者の権利利益の擁護**に資することが目的

- 障害者本人の**権利・利益の擁護**が目的であって、虐待者の処罰や排除をするものではない。その行為の原因を探り、抱えている問題が解消される支援を展開することが重要
- そのため、虐待リスクの解消に必要な範囲で**養護者の支援**を行うことも必要

- 障害者虐待は、当事者同士では解決が困難な権利侵害の状況であり、支援が必要な状態。
- そのため法では、市町村や都道府県、労働行政に対し、障害者虐待対応に関して様々な権限と責務を規定している。
- 市町村が第一義的に責任を持つこととされているため、障害者の生命・身体・財産を守るためにも、適切に権限行使することが求められている。

障害者虐待防止法の基本理念と意義 ②

障害者虐待の早期発見等（法第6条）

自治体の障害福祉に関する事務を所管する部局その他の関係機関や、障害福祉に
関係のある団体、職務上関係のある者等は、虐待を発見しやすい立場にあるため、
虐待の早期発見に努めなければならない。

通報義務（法第7条、16条、22条）

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、**速やかに**、これを**市町村**
（又は都道府県）に通報しなければならない。



- 問題が深刻化する前に**早期発見・早期対応**することが重要。そのため、**通報義務を周知し、相談窓口を明確化**すること。
⇒ 保健・医療・福祉・労働等の関係者に加え、それ以外の一般住民が虐待に対する意識を持つ必要があり、**地域との連携やネットワークの構築**によって、虐待の早期発見・早期対応ができるしくみを整えることが重要。
- また、虐待が発生する前の**未然防止の取組み**を積極的に行うこと。

障害者虐待防止法における定義等

障害者

<法第2条第1項>

障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」

- ⇒ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ⇒ 障害者手帳を取得していない人や、18歳未満の人も含まれる。

- 障害を、個人の問題として捉える医療モデルではなく、社会によって作られるものと捉える社会モデルに基づいて定義。
- これまで支援を受けることが難しかった高次脳機能障がいや難病等の人も含まれる。
- 対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もあるが、そうした場合でも、適切に対応することが重要。

※ 18歳未満については児童虐待防止法が、65歳以上については高齢者虐待防止法が適用されるなど、被虐待者の年齢や、虐待の発生場所によって、関連法が区分されているため、整理して把握しておく必要があります。

(参考)虐待発生場所における虐待防止法制の法別・年齢別整理

年齢	在宅	福祉施設・事業			
		障害福祉 サービス事 業所	高齢者施 設等	障害児通所 支援・相談 支援事業	障害児入所施 設等
18歳未満	児童虐待 防止法		—	障害者虐待 防止法	児童福祉法
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法	障害者虐待 防止法	特定疾病 40歳以上 を含む 高齢者虐 待防止法	—	—
65歳以上	高齢者虐待 防止法				—

虐待の種別は5つあります！

- ▶ 身体的虐待
- ▶ 性的虐待
- ▶ 心理的虐待
- ▶ 放棄・放置(ネグレクト)
- ▶ 経済的虐待

身体的虐待とは

①暴力的行為

例) 入浴時に熱い湯やシャワーをかけやけどをさせる。
つねる。叩く。ぶつかって転ばせる。 など

②本人の利益にならない強制による行為

例) 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否している
のに口に入れて食べさせる。 など

③正当な理由のない身体拘束

例) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用さ
せる。 など

性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要

例) 性的な接触。

本人の前でわいせつな言葉を発する。

性的な話を強要する(無理やり聞かせる)。

更衣やトイレ等の場面をのぞく。

人前でオムツ交換をしたりする。 など

心理的虐待①

①いかなくてきな発言、態度

例)怒鳴る、ののしる。

「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いおびやかす。など

②ぶじょくてきな発言、態度

例)排泄の失敗や食べこぼしなどを馬鹿にする。

子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

本人の意思に反して、あだ名などで呼ぶ。など

心理的虐待②

③障害者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言や態度

例)他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
障害者の大切にしているものを乱暴に扱う。
したくてもできないことを他の利用者にさせる。など

④障害者の意欲や自立心を低下させる行為

例)本人ができる仕事を職員の都合で、本人の意思や状態を無視して行う。

⑤交換条件の提示

例)「これができたら外出させてあげる」などの交換条件を提示する。

心理的虐待③

⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為

例)本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。など

⑦その他の著しい心理的外傷を与える言動

例)本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
自分の信仰している宗教に加入するように強制する。
車いすでの移乗介助の際に、速いスピードで走らせ
恐怖感を与える。など

放棄・放置(ネグレクト)①

①必要とされている支援や介助をおこたり、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

例)室内にごみが放置されているなど劣悪な環境に置く。
オムツが汚れているのを日常的に放置する。など

②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

例)医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。
処方通りの服薬をさせない。など

放棄・放置(ネグレクト)②

③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

例)必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など

④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

例)他の利用者に暴力をふるう障害者に対して、何も予防的手立てをしていない。

話しかけ等に対し、「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

例) 年金や預貯金を管理して渡さない。

本人の財産を無断で運用する。

事業所、法人に金銭の寄付・贈与を強要する。

立場を利用して、「お金を貸してほしい」と借りる。

日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

**東大阪市で障害者虐待通報は
年々増えています！！！**

東大阪市の障害者虐待通報状況



東大阪市の施設従事者虐待の通報状況



障害者虐待にあたる？！

- ▶ 虐待と思われる行為があった際に
 - ・本人が嫌がっていないように見える。
→ 本人の自覚は問いません。行為自体の判断が必要です。
 - ・昔からその方法でやっている。
→ 昔からのやり方が、今の時代には虐待と判断されることもあります
 - ・家族がそのやり方をお願いしている。
→ 家族が望む支援ではなく、本人を主体とした支援で判断が必要です。

虐待通報は支援の始まり。

気づきがなかったり、忙しくて余裕がなかったり、経験がなかったり…

『頑張っていても虐待は起こりうる。』

- ▶ 支援に行き詰まったり、悩んだ時は、同僚や上司へ相談すること。
- ▶ 虐待かなと思った時はひとりで抱え込まずに、相談・通報してください。

障害者虐待通報窓口

- ▶ 【養護者による虐待】

東大阪市障害者虐待防止センター

TEL・FAX 072-976-4300

- ▶ 【障害者福祉施設従事者等による虐待】及び
【使用者による虐待】

東大阪市役所障害施策推進課

TEL 06-4309-3183

FAX 06-4309-3815